

第4議案 令和2(2020)年度活動計画

自治会長 池田 章一郎

I 活動計画

1 一般事項（まちづくり関連を除く活動）新年度方針

自主防災会 見守り支援事業 それを支える町内人的交流 サロン活動

ハード的にも暮らしやすい“まち”にするための「生活路等のボランティア整備活動」推進体制

川村副会長：一般町内民生 行事

宮川副会長：まちづくり 自然と住民の共生 住環境道路維持等も含む

黒澤副会長：サロン 町内懇親の象徴的な試みの企画・運営

●自主防災会に向けて：平成23年頃までは組織化されていたが、いつの間にか消滅していた自主防災会を、危惧されている東南海地震や異常気象による豪雨災害等に備えて、再編成します。

防災グッズや備蓄品などの整備を行います。

●将来の“まち”は現在の活動にかかっている。今“まち”をもう少し住みやすい状態にしておかないと将来まで“まち”が存続するとは思えない。単年度の収支均衡にこだわる必要はないと思われる。

少なくとも今までの一般予算繰越金が100万円を超えている間、年間5～10万円の年間赤字はやむを得ないものとして“まち”の改善に取り組むことを基本方針に明記したい。

●「まちづくり」（特に現段階では行政ルートに乗せることができない、住民による私道整備、関連する排水問題等）についての予算取り扱いは下記のように整理する。

・まちづくり基金：私道問題解決に向けての外部発注に必要な金額 専門家等に特に依頼するための金額

・一般予算：私道整備ボランティアグループによる維持管理部隊への資材支援 等

●はるまつり 運動会 等：本年度のはるまつりは新型コロナウイルスのため、項目を竹の子掘りに絞り実施する予定です（しました）。学区運動会は昨年度は後半失速し4位と残念な結果に終わりましたが、子供会・体育委員の協力のもと、町内あげて頑張りたいと思っています。

2 「藤巻の“さと”を育む会」の活動方針

2008年の第1次整備プログラムでは、藤巻町は2028年以降10年間以内に公園事業が着手され住民は「立ち退くこと」とされていました。

これに対し、藤巻町では、住民世帯の95%以上が参加した2011年2月のアンケートで、『

A 藤巻町の生活インフラ（住環境）には非常に問題が多いと80%以上の住民が思っている。

B にもかかわらず、90%以上の住民は、藤巻町の景観・風致を素晴らしいと思い将来とも「藤巻町」の存続を望む。また70%以上の住民は個人的事情が許す限りこの“まち”に住み続けたい。』

との意向であることを確認しました。

私達はこれを受けて、自治会傘下の特別プロジェクト班を組織して、第1次整備プログラムの見直しを求めて活動してきました。無論それがどの程度の効果があったかはわかりませんが、2018年に第2次整備プログラムが公表され、当初の計画は大きく変更されました。

これでは藤巻町が都市計画公園削除検討区域と借地対応区域に区域割りされています。

藤巻町が性格の異なる2つの区域に区分されることは、住民として不本意な点が多いですが“まち”の存続という意味合いから見れば、公園削除検討区域は永久に、借地対応区域も今後長期にわたって公園事業着手の見通しはなくなり、半永久的に自己の意思に反して住宅の撤去が要請されることはないことが明確になりました。すなわち、「将来は公園になり私達はいつか立ち退く立場にある」から「永続するまち」（借地対応区域は「半永久的に存続するまち」）となったことが明らかになりました。

私達は大きく二つに区分された各々の区域の特質が、互いに補完しあって“まちの魅力”を

生み出す源泉とすることができるのではないかと前向きにとらえて進んで行きたいと思えます。

一方で「行政的な制度として立ち退きを迫られることはない」と「安全・安心に住み続けられる環境が整う」とは別のことで、第2次整備プログラムは、藤巻町の住環境・住インフラを誰かが整えてくれることを意味するものではありません。

当然のことながら、住宅地としての環境を行政が整えてくれるということではなく、「退去を要請される恐れがなくなった」という前提のもとでいわば腰をすえて、長期間居住するにふさわしい“まち”を作り上げるための活動をしていく環境が整ったということに過ぎません。その点を誤解している限り、藤巻町が「住みよい“まち”」になることはありません。

行政に頼っても何事も進まない。

行政の仕組みや制度を利用して進めることは大切だが、実際に進めていく主体は住民自身です。

現在提起されている問題と模索されている解決方法を列挙します。

● 「まちづくり」に関してかかえている課題：

i 住環境、私道問題、新池問題、排水問題

未舗装道路の著しい劣化・生活危険

生活用水の排水、雨水等の排水、それらが重なって未舗装道路の砂利等による応急整備も長期間はもたない。

ii 白龍社地主より退去か敷地の買い取りを請求されている。過去の経緯と将来を考え、白龍社部分を分筆・切り離していただき、従来通り貸与していただけるよう交渉する予定です。

iii オアシス事業：対象区域・時期について藤巻町の要望の整理と行政との考え方のすり合わせを行います。

● 課題の検討方向と状況：

i 行政が対応するルートに乗せられない現在、状況に緊急対応することがまず必要。

- ・まちづくり活動基金による喫緊対応。作業を業者に見積し、発注することもあります。
- ・(サロンの一環として；) 住民ボランティアグループによる整備維持活動に期待します。
(一般会計による少額の資材購入支援)

ii まちづくり基金の活用による応急・臨時整備は一時的なもので、恒久対応にもっていくためには行政のルートに持ち込むことが必要です。最も現実的な対応は、

- ・関係地権者の同意を得て市条例に基づく整備申請（簡易舗装・下水整備等）
地権者の同意は行政が強制して取り付けるものではありません。住民問題といわれる理由です。

特に「削除検討区域」では市の買い取りの可能性がなくなったことがどのように影響するか？

- ・借地対応区域では特に住宅地近傍の公有地・不在地主の樹林地（散策路も含む）をオアシス事業対象地として早期に事業を起こしてもらおう中で、「住民生活と自然が共生する森」として、それに相応しい環境整備を整えて行くことを基本方針としています。

ただし、行政に成案があるわけではありません。藤巻主体で働きかけないと事業対象地にもならないし、なっても期待外れの「オアシスの森」になります。これらは「まちづくり企画課」の制度等の利用が必要となります。

iii i、iiとも関連しますが、主として「私道地権者との長年の経緯に基づく問題（別紙参照）」各区域、個人が地権者と折り合った結果（現状）の問題点を見直し取り組み方法を考えます。

【そのうち課題私道⑦については、現在、話し合える見込みがあり、突破口にしたい】

iv 白龍社の問題も、過去の経緯もあるので、「まちづくり」問題の一部として解決を図りたい。

v 「新池」沿いの路や堰堤の崩壊危険は、ここ1年間は「ため池新法」による関係者（地主）の対応を見守ることにします。

vi 市による下水が整備されていない区域、現在はともかく将来大きな問題となることも予想されるので⑦私道の話し合い結果を見て新しい検討段階に入ります。

vii (やや問題の性格は違いますが) これらの推進のために、現在住民有志が「なごや東山の

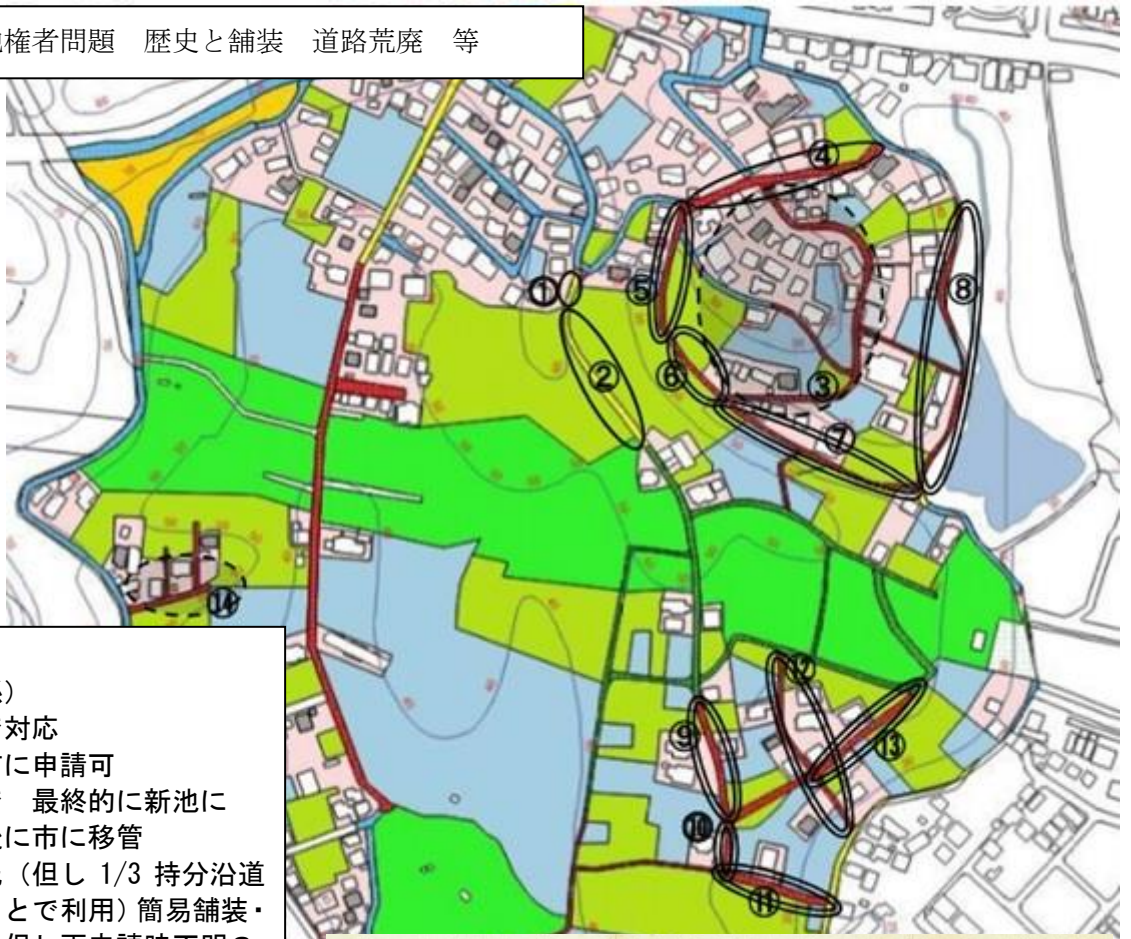
森づくりの会」に加入して「藤巻班」を結成しています。当初の役割を果たし、目的の違いが目立ってきましたので藤巻住民の独自意思で動きやすい組織として独立することを目指しています。方法等について現在模索中です。

II 予算関係についてのメモ 予算性格の分類について等

1. 学区連絡協議会等関係先関連。 2. 自主防災会等 民生関連。
3. まちづくり（「藤巻の“さと”を育む会」組織で推進）
 - i 運営は自治会一般会計予算
 - ii 事業的色彩を帯びるもの（外部業者・専門家への費用）は「まちづくり基金」育む会の提案・組長会承認
 - iii その他の住民ボランティア活動で行う排水・路の維持整備活動等は一般会計予算を当てる。
4. 2、3を支えるための自治会主催行事・自治会会則に規定のある組織（子ども会・体育係+体育委員・お祭り・はるまつり）への助成・支援。

なお自治会は、子ども会に対し（形式的な子ども会への登録・非登録に関わらず）全自治会世帯の子どものための活動を委託している。自治会員の子ども全員を「子ども会会員」とみなして必要な助成金を支給する。

藤巻町住宅の私道地権者問題 歴史と舗装 道路荒廃 等



問題道路所有者

- ③ 林氏（現在は孫）
管理組合組織 に対応
簡易舗装 市に申請可
排水は組合で 最終的に新池に
水道は組合施工後に市に移管
- ④ 津坂氏→岩野氏（但し 1/3 持分沿道
住民が共有することで利用）簡易舗装・
水道 ③と同じ 但し再申請時不明？
排水？ 調査不十分区域
- ⑤ 三宅氏 ④と同じ
持分一部共有 但し未舗装
- ⑥ 塚本氏 ほとんど没交渉
過去の裁判はこれ
- ⑦ 石垣氏 未舗装で溝はえぐられてい
る。好意的な感触を得ている
- ⑨ 森島氏→青木氏
未舗装 手ごわいとの話
- ⑧ 浅田氏 過去に接触有。難物
- ⑩⑪⑫⑬ 服部夫妻 最近は不明
過去に接触多し。
平成 24 年段階では娘が対応

高速道路工事時に、山林と同じ扱いで買収された事例あり成功体験が問題

通 告 書

貴殿所有の植田山二番地の道路と思われる所は大部分全部私共の所有する山林土地です。随つて貴殿の土地はめくら地です家を新築されても水道、ガス管、電燈の引込みを許可しませんから予め御通知します。

藤巻町(旧植田山)一、二丁目土地所有者は已に耕地整理組合設立中に付吾々三丁目土地所有者も単独整理組合を設立するか一、二丁目同調して整理する考えです。不賛成者は拾日以内に書類にて御回答下さい。

昭和参拾九年四月式拾日

植田山長方形土地所有者聯盟
名古屋市西區菊井通五ノ二〇 理事長 林 正 太
" 千種区市丘町一ノ十一 理事 服 部 一 郎
" 西區菊井通三ノ十一 理事 石 垣 要
" 東區長井町二ノ九 理事 塚 本 秀 三
" 西區藤宮通三ノ一六 理事 浅 田 之 三
" 東區矢田本通四ノ三七 理事 塚 本 儀 三
" 中村區大秋町四ノ九八 理事 森 島 武 夫
四日市市浜田二八〇八 理事 津 坂 武 夫
三重県一志郡久居町敷三三六 理事 青 木 喜 夫

喫緊対応事項として、調査・整理・検討を重ねてきた項目と概要の一覧

	関係組	主な問題内容	関係地権者	解決への障害	当面对策	将来方向	
①	8, 14, 15 組	凸凹の路 △一部 大雨時の水流・洪水（住民自主対応） 路肩のササ・雑草（市有地も含め行政関与せず）✖	面する住宅の住民	住宅に付随する路としての扱い	行政を説得 みなし道路と認定の上、私道整備を行政に願う（妙案募集中）	オアシスの森事業で公園道路としての整備。 （前提として①の区域を借地対応区域へ変更を）	
②	14, 15		市十不在地主（協力可能性はないとは言えない）	みなし道路ではない山林扱い			
②	11, 12, 13	路面の陥没 △	不在地主（管理組合・利用料）	個々の要望レベル差 合意形成	管理組合対応	地権者（不在・市も含めて）が集合して地区計画等でプロジェクトを計画・事業化	
④	9, 10, 11	路面の陥没 △ マンホール段差	不在地主十利用住民の共有	多数の共有地主合意形成困難	管理組合の復活の可能性？		
⑤	9, 13	凸凹の路 ✖ 下水管上のみ舗装	不在地主十下水管使用住民共有	地主の協力困難 複雑な権利関係	緊急対策 合意形成急ぐ	隣接の借地対応区域でオアシスの森事業での簡易公園整備を進めるなかで周辺の路整備を考える。	
⑥	13	凸凹の路 溝のえぐれ	不在地主	地主の協力困難	⑤に準ずる	又は上部③④と一緒に高級住宅地プロジェクト事業を進める	
⑦	13	溝の大きな陥没 小川の状況 ✖	不在地主	地主協力の可能性あり 住民合意？	緊急対策 合意形成急ぐ		
⑧	13	路肩の新池への崩落 ✖ 路肩のササ、雑草 凸凹の路	不在地主（通行路） 新池地主	通行路地主の協力は見込み無し 新池地主にのみでも協力を得る	一部緊急対策済 新池地主と何らかの合意		
⑨	14, 15	大雨時のあふれる水の流れ ✖ ✖ 凸凹の路 ✖ ✖ ✖	不在地主	地主の協力困難 下流の荒田への水流についての苦情が予想される	一部緊急対策済 同時に樹林地帯への雨水誘導策を市と相談	オアシスの森事業に関連するものとして、公園整備のなかで解決を探る	
⑩							
⑪							
⑫							
⑬							
⑭	3	凸凹の路 雑然とした資材置場	自治会執行部として十分な情報を把握していない 今後調査の予定				

✖ 舗装なし △ 簡易舗装

なお ほぼ全部側溝なし（又はボランティアによる手堀り）

本年度は⑤⑥をまちづくり基金を投入して昨年度と同様な整備を行いたい。

③⑦をまとめると排水問題が進展する可能性大 またこれに 14 組北部斜面地のオアシス事業を絡めることによって大きな進展を図る。当面ここを突破口にしたい。

「まちづくり活動」を通じてオアシス事業推進に持ち込むことができれば、借地対応区域の 14 組北部の一部も含めて、③⑦周辺の排水問題を大きく解決できる。

・ここでの将来方向は現在までに藤巻区域をめぐる検討会で話題になったもののみです。多分これから検討すれば、別の方向も考えられるでしょう。

・藤巻町各区域には、消防車・救急車通行のための道幅 車の通行に支障のある曲がり路、舗装問題、さらには 下水問題 といった通常の都会生活の中でのインフラ不備とされる問題は一杯あると思われます。今回の喫緊対策必要区域の一覧表にはそうした問題は含まれていません。

この表は歩行、自転車通行も困難で、「通行路」、「生活必需品を運ぶ路」としての利用が極めて困難な箇所をまとめたものです。